

# 自家用有償旅客運送の裁量権の拡大

## 1 基本的な考え方

〈現 状〉			〈目指す姿〉		
登録・運行基準・要件	登録権限	地方運輸局	登録権限	登録権限	市町村
	協議機関	地域の関係者が合意	の移譲	協議機関	地域の関係者が合意
	実施実施主体	NPO等に限定	→	実施実施主体	地域の関係者で構成する協議機関（地域公共交通会議または運営協議会）で合意した内容で実施することを可能にする
	運送区域	市町村を単位	→	運送区域	
	利用可能車両	バス・乗用車	→	利用可能車両	
	利用者	地域住民等 事前登録が必要	→	利用者	
運賃	タクシー運賃の1/2 以内を目安	→	運賃		

## 2 第40回特区提案検討委員会における委員からの意見

- 市町村アンケートの結果を踏まえて、第5回答申に向けて、具体的な検討をすべき。

## 3 国の動向（登録権限の移譲）

- 国土交通省は、出先機関の見直しに係る自己仕分けで、「自家用有償旅客運送について、市町村の創意工夫に委ねるため、希望する市町村に権限を移譲する方向で検討する」とした。
- 昨年12月に、出先機関改革を進めるための「アクションプラン」が閣議決定され、国土交通省の自己仕分けのとおり、自家用有償旅客運送について希望する市町村に権限を移譲することとし、移譲を円滑に進めるため、今後、相談窓口を設けるなどの体制整備等を行うこととされた。

## 4 自家用有償旅客運送に係る市町村アンケートの結果

### 【調査概要】

- 調査対象：道内71市町村  
 内訳：市町村有償旅客運送実施市町村 51  
 地域公共交通活性化協議会設置市町村 33 ※重複13
- 回答数：64市町村（回収率90.1%）
- 実施時期：平成22年11月

### 【現行制度に対する要望事項】

区分		市町村からの要望事項	該当法令
登録・協議機関	登録の有効期間	登録の有効期間が短いため、有効期間を現行の3年から5年～6年としてほしい。	法79条の5
	協議会の開催条件	登録更新にあたって、登録内容に変更がない場合には、協議会の開催を省略できるようにしてほしい。 路線変更等の簡易な変更については、協議会の開催を省略できるようにしてほしい。	法79条の6 法79条の7
	協議会の構成員	協議会の構成員の要件を緩和してほしい。	規則9条の3
運行基準・要件	運送実施主体	福祉・過疎地有償運送の実施主体に、株式会社、個人等を追加してほしい。	規則48条
	運送区域	隣接市町村を単位とすることを可能にしてほしい。	規則51条の4 通達
	利用可能車両	過疎地有償運送の利用可能車両に、貨物自動車を追加してほしい。	
	利用者	市町村（交通空白）有償運送で、観光客や近隣住民など町外の利用者を可能にしてほしい。 市町村（福祉）・福祉有償運送で、自治体病院利用者全ての利用を可能にしてほしい。 名簿登録制を廃止してほしい。	規則49条1号～3号
	運送の対価（運賃）	地域の実情に合わせた運賃の設定を可能にしてほしい。	規則51条の15 通達
運転手の要件	運転手の資格要件を緩和してほしい。		規則51条の16

※法～道路運送法 規則～道路運送法施行規則

## 自家用有償旅客運送について

### 1 徳島県上勝町の事例について

#### (1) 構造改革特区の提案、認定

##### 【背景】

- ・同町では過疎化が進む中、H14年には町内唯一のタクシー業者が休業し、路線バス以外に公共交通機関がなくなった。
- ・隣接町のタクシー会社は同町の中心から20km以上離れていることに加え、バス路線から人家まで5km以上離れている集落もあるという状況となった。

##### 【経緯】

- ・同町は、「交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業」を国に構造改革特区として提案（H14年度）
- ・特区提案内容は、有償ボランティアとして運転手を登録し、住民に対して有償で輸送サービスを提供するというもの。
- ・H15年5月に国から構造改革特区に認定され、同年10月より有償ボランティア輸送事業として運行を開始。
- ・H16年度からは、構造改革特区での特例措置が全国展開されたことにより、過疎地有償運送として事業を実施。

#### (2) 上勝町の有償ボランティア輸送事業の概要

- ・町内に住所を有する者及び町内の公共施設の利用者を会員として登録。（会員以外は利用できない。）
- ・登録会員数約300名（町の人口は約2千人）] (H19年6月現在)
- ・登録運転手は16名。登録車両は21台] ~運転手要件 ①運転歴10年以上 ②年齢70歳未満 ③過去3年間は免許停止処分を受けていないこと
- ・保険は、任意保険で対応。
- ・運行回数はH18年度で約1100回。
- ・利用料金は一般的なタクシーの約2分の1に設定。  
～走行1キロ当たり100円、迎車料金300円、待機料金10分当たり100円
- ・現在の事業委託先はNPO法人ゼロ・ウェイストアカデミー

### 2 自家用有償旅客運送について

#### (1) 経緯

- ・H15年4月：構造改革特区における特例措置として、NPO等によるボランティア輸送としての有償運送（福祉有償運送）及び交通機関空白の過疎地における有償運送（過疎地有償運送）実施が可能となった。
- ・H16年3月：構造改革特区での試行を踏まえ、国は、福祉・過疎地有償運送を全国的に認める取扱通知を発出。特区に限らず、全国的に福祉・過疎地有償運送の許可が可能となった。
- ・H18年10月：道路運送法が改正され、福祉・過疎地有償運送が「自家用有償旅客運送」の類型として法的に位置づけられ、登録制とされた。

#### (2) 概要

- ・自動車を使用して有償で他人を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、バス、タクシー等の一般旅客自動車運送事業の許可を国土交通大臣から受けることが必要。
- ・自家用自動車は、災害のため緊急を要するときや、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合を除いて、有償運送に使用してはならないとされている。

- しかし、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合においては、公共の福祉を確保する観点から、市町村やNPO法人等による自家用有償旅客運送を認める制度を創設。
- 自家用有償旅客運送を行う者は、国土交通大臣の登録を受けることが必要。

### (3) 種別

1 市町村運営有償運送	
① 交通空白輸送	市町村内の過疎地域等の交通空白地帯において、市町村自らが当該市町村内の住民の運送を行うもの
② 市町村福祉輸送	当該市町村の住民のうち、身体障害者、要介護者等であって、市町村に会員登録を行った者に対して、市町村自らが原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの
2 福祉有償運送	
NPO法人等が要介護者や身体障害者等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自動車を使用して、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの	
3 過疎地有償運送	
NPO法人等が過疎地域等において、当該地域の住民やその親族等の会員に対して、実費の範囲内で、営利とは認められない範囲の対価によって運送を行うもの	

### (4) 運営協議会における合意

- 福祉・過疎地有償運送の登録を受けるためには、運営協議会（市町村運営有償運送にあっては地域公共交通会議）の合意が必要であり、「運営協議会における合意がないとき」は国土交通大臣の登録の拒否要件になっている。
- 運営協議会は、地方公共団体（主宰者）、地方運輸局（又は支局）、利用者、地域住民、輸送に関する地域のボランティア団体、バス・タクシー等関係公共交通機関（事業者団体を含む）等で構成される。
- 協議会の目的は、関係者間で、自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、対価、旅客の範囲等について協議すること。

### 3 道内における自家用有償運送について

- 福祉有償運送：道内では241団体が登録（全国2,333団体）(H22.3末現在)
- 過疎地有償運送：道内では10団体が登録（全国66団体）(H22.3末現在)
- 登録については、道内7カ所の運輸支局（道運輸局の出先機関）で行われている。

### 【参考】平成18年10月の道路運送法改正について（有償運送関連）

新	旧
<p>(有償運送) (第78条)</p> <p>自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。 1. 災害のため緊急を要するとき。 2. 市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。 3. 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。</p> <p>(登録) (第79条)</p> <p>自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。</p>	<p>(有償運送の禁止及び賃貸の制限) (第80条)</p> <p>自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。</p>

## 改正法による自家用有償運送に係る取扱いについて

### 旧80条による有償運送

- ・災害のため緊急を要する場合
- ・公共の福祉を確保するため  
やむを得ない場合（例外許可）
- ・市町村バス
- ・過疎地有償運送
- ・福祉有償運送
- ・スクールバス  
(学校教育法等に限る)
- ・訪問介護員等による有償運送許可

### 改正法による有償運送

#### 【法第78条第1号】

- ・災害のため緊急を要する場合

### 改正法による登録制度

#### 【法第78条第2号】

- ・市町村運営有償運送

〔交通空白輸送  
市町村福祉輸送〕

- ・過疎地有償運送

- ・福祉有償運送

### 改正法による許可制度

#### 【法第78条第3号】

- ・スクールバス  
(学校教育法等に限る)

- ・訪問介護員等による  
有償運送許可

## 自家用有償旅客運送の概要

### ＜運営協議会＞

(市町村運営有償運送にあっては地域公共交通会議)

地方公共団体(主宰者)、地方運輸局(又は支局)、学識経験者、利用者、地域住民、移送に関する地域のボランティア団体、バス・タクシー等関係交通機関(事業者団体を含む)等で構成



関係者間で、自家用有償運送の必要性、対価等について合意

運輸局・支局に

申請

登録

自家用自動車による有償運送が可能に

#### （運送の対象）

- 過疎地・福祉有償運送の場合は、会員登録をしている者が対象

#### （遵守事項等）

- 安全の確保・利用者利便の確保

・運転者：基本は二種免許だが、一定の認定講習を修了している場合は、一種免許でも可

・運行管理体制、整備管理体制、事故処理体制の整備

・苦情処理体制の整備

・損害賠償措置 等

- 運送の対価の説明

・対価について掲示又は事前に説明(問題がある場合は変更命令)

- 白タク防止措置

・団体名・有償運送である旨等を車体に表示

・運転者証等の車内掲示

・登録証の写しの携行・表示

結果のフィードバック

事故等を運輸局等 運輸局等の監査

報告

行政処分等

- 運輸局・支局による事後チェック

事故の再発防止・利用者保護の確保

地方公共団体による実態把握と  
フォローアップ  
(指導・助言)

出先機関の事務・権限仕分け（「自己仕分け」）結果  
(各府省が行つたもの)

平成22年9月

【機関名：国土交通省 地方運輸局】 (抜粋)

機関名	事務・権限	(記号)	自己仕分結果 (説明)	地方側の意見	その他各方面の意見	既往の政府方針等
運 10 旅客自動車運送事業の許認可等	①自家用有償旅客運送する市町村の創意工夫に委ねるた めに、希望する市町村は、原則として「国 の出先機関の原則廃止に向け て」によるところ地方移管する事 務とされている。	-	7月15日に全国知事会に て、「国よりまどめられた「国 の出先機関の原則廃止に向け て」によるところ地方移管する事 務とされている。	-	-	出先機関改革に関する工事表(平成21年3月 24日地方分権改革推進本部決定)
運 11 トランク事業の許認可等	C-c	トランク事業に関する許認可等は、地方公共団体との一重行政は生じておらず、当該事業の安全確保、事業の広域性、基盤策定から執行までの一体的実施、一元的な指揮命令系統の必要性及び職員の効率的配置の観点から引き続き國ではあるべきでなく、地方公共団体への移管は適当でない。	-	7月15日に全国知事会に て、「国よりまどめられた「国 の出先機関の原則廃止に向け て」によるところ地方移管する事 務とされている。	-	-
運 12 自動車運送事業に対する助成	C-c	自動車運送事業に対する助成は、車両の低公害化やバリアフリー化の促進など国際的な政策課題に対応するものである。なお、当該事務は、国土交通省において一元的に審査等を行つており、地方運輸局では申請書類の経由事務のみを行つていていることから、これらの方針化の余地が乏しい。	-	7月15日に全国知事会に て、「国よりまどめられた「国 の出先機関の原則廃止に向け て」によるところ地方移管する事 務とされている。(ただし、 バス関係国庫補助事業に関する事務は廃止・民営化する事務とされている。)	-	-
(注) A-b-① 個々の自治体の発意に応じ、選択的に移譲するもの(現行の行政区域を前提とするもの) C-c 国に残すもの(引き継ぎ出先機関の事務・権限とするもの)						

## 地域公共交通に関する市町村からの要望事項と今後の検討方向

### (1) 自家用有償運送の基準・要件について

事 項	現 行	市町村からの要望事項	今後の検討方向
運送実施主体	・市町村、市町村 ・福祉・過疎地 NPO法人、一般社団・財團法人、認可地縁団体、農業協同組合、消費生活協同組合、医療法人、社会福祉法人、商工会議所、商工会	「福祉・過疎地有償運送の実施主体に、株式会社、個人等を追加してほしい」(3市町村) (法 § 78 II、規則 § 48)	・運送実施主体の追加を検討
運送区域	・運送区域は、地域公共交通会議や、運営協議会等の協議により定められた市町村を単位とする区域。 ・発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送ではない。 (規則 § 51-4)	「隣接市町村を単位とすることを可能にしてほしい」 「着地要件を緩和してほしい(町立病院を利用する際市町村住民を運送したい)」	・現行制度で対応可能でない場合は市町村の協議会を該当市町村の合同または都道府県で主導することにより可能
利用可能車両	・運営協議会が複数市町村の合同で主導される場合には都道府県によって主導される場合の運送の区域は、運送を必要とする者の居住地及び行動の目的地等に照らして合理的と認められる範囲の市町村を定めるものとする。 (通達「運営協議会の設置・運営に関するガイドライン」H18.9.15 国自旅第145号)	「過疎地有償運送の利用可能な車両に、貨物自動車を追加してほしい」 (2市町村)	・現行制度で対応可能でない乗用車が不能ななどやむを得ない場合は、自家用貨物自動車の使用が可能
利用者	・市町村(交通空白):バス(乗員11名以上)・普通自動車(乗員11人未満) ・市町村(福祉):乗員定員11人未満の自動車で以下の自動車、座台車、車いす車、乗用車、回転シート車、セダン等(貨物自動車を除く)。 ・過疎地:バス(乗員11名以上)・普通自動車(乗員11人未満、やむ不得ない場合を除き乗用車) (申請者が使用権原を有するもの(福祉・過疎地)・使用権原を証する書類が必要(金)) (市町村(交通空白):通達① 2(2)(7)イ) (市町村(福祉):通達① 2(2)(7)イ) (市町村(交通空白):通達③ 2(2)(7)イ) (過疎地:通達② 2(2)(7)) (規則 § 49 III、通達④ 2(2)(7))	「市町村(交通空白)有償運送で、観光客や近隣住民など町外の利用者を可能にしてほしい」 「市町村(福祉)・福祉有償運送で、自治体病院利用者全ての利用を可能にしてほしい」(2市町村)	・利用者範囲の範囲の拡大を検討
運送の対価(運賃)	・市町村(交通空白):市町村住民、その親族、その他市町村に日常の用務を有する者を基本 ・市町村(福祉):市町村の住民のうち施行規則 § 49 IIIに規定する身体障害者、要介護認定者等の移動制約者で市町村に会員登録した者 ・福祉:身体障害者、要支援認定者、その他障害を有する者で名簿登録した者及び同伴 ・過疎地:市町村住民、その親族、その他市町村に日常の用務を有する者で名簿登録した者及び同伴者 (市町村(交通空白):規則 § 49 I、通達① 2(2)(8)イ) (市町村(福祉):規則 § 49 I、通達① 2(2)(8)イ) (規則 § 49 III、通達④ 2(2)(8)イ) (過疎地:規則 § 49 III) ・旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること ・福社・過疎地:營利を目的としているとは認められない妥当な範囲で運営協議会において協議が調つて いること ・当該地域におけるタクシー運賃の概ね1/2以内	「福社有償運送の利用対象範囲を拡大してほしい」(2市町村) [名簿登録制を廃止してほしい] (規則 § 49 III) [地域の実情に合わせた運賃の設定を可能にしてほしい](3市町村) [タクシーがない地域は料金を独自決定できるようにしてほしい]	・運賃にかかる範囲の拡大を検討
運転者の要件	・第二種運転免許を受けており、その効力が停止されていない者 ・第一種運転免許を受けており、その効力が過去二年以内において停止されていない者で国土交通大臣が認定する講習又は全国乗用自動車運送会等が行う研修を修了していること。 (規則 § 51-15 II)	「運転資格の要件を緩和してほしい」 「運転業務者(有資格者)に欠員があつた時、すぐに対応するため講習を受けることが困難な場合があるので、要件を緩和してほしい」	・乗客の安全に係わることから、緩和は望ましくない

(2)自家用有償旅客運送の登録について

事項	現行	市町村からの要望事項	今後の検討方向
登録の有効期間	・登録の有効期間は2年とする。ただし、改善命令、重大な事故、業務停止等のいずれも受けていない場合は、3年とする。	「登録の有効期間が短いため、有効期間を5年～6年としてほしい」 (法 § 79-5 I)	・登録の有効期間の延長を検討
登録内容の変更 (軽微な変更)	・法 § 79-2 I 各項に掲げる事項(運送区域の増加、路線の増加・変更、運送種別の増加)の変更をしようとすることは、国交大臣の変更登録が必要。協議会の協議・合意も必要。 ・名称及び住所並びに代表者氏名、運送種別(減少)、路線・運送区域(減少)、事務所の名称や位置、車両の数や種類、旅客の範囲を変更したときは、国交大臣への届出が必要。 (法 § 79-7 III、規則 § 51-13 I)	「路線変更等の手続きを簡素化してほしい」 [通学生徒の変更による路線ルートの変更等簡単に変更にしてほしい] 「過疎地の協議会の開催を省略することを検討する」 (法 § 79-5 I)	・簡易な登録内容の変更の場合、協議会の開催を省略することを検討

(3)地域での協議機関(地域公共交通会議または運営協議会)について

事項	現行	市町村からの要望事項	今後の検討方向
協議会の開催条件	・法 § 79-4(協議会での合意がないときは登録拒否する)の規定は、有効期間の更新登録についても準用。	「登録更新にあたって、登録内容に変更がない場合には、地域公共交通会議の開催を省略するようにしてほしい」 (法 § 79-6 II)	・登録内容に変更がない場合、協議会登録更新の場合、協議会の開催を省略することを検討
構成員	・市町村有償運送については、地域公共交通会議又は地域公共交通会議の協議が、過疎地及び福祉有償運送については、運営協議会の協議・合意が必要。 地域公共交通会議(規則 § 9-3 I II) 運送協議会(規則 § 51-8 I II III)	「協議会の構成員の要件を緩和してほしい」 [委員が多いため会議の日程調整に苦労している] (2市町村)	・構成員の要件緩和は望まないが、協議会の開催条件の緩和(載量の拡大)の方向で検討

(4)その他の地域公共交通に関する現行制度について

事項	現行	市町村からの要望事項	今後の検討方向
一般乗合旅客運送事業の許可	・一般旅客運送事業を(乗合事業も含む)経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。(法 § 4 I)	「一般乗合旅客自動車運送事業許可でミニニティバスを運営しているが、路線開設や運賃許可に手間がかかるので、地域ご毎限を移譲してほしい」 (2市町村)	・要望内容や事業実績等をさらに精査していくことが必要
道路運送法全般	旅客運送については道路運送法で規定。貨物運送については、貨物自動車運送事業法で規定。	「人の輸送と物の輸送において法律が別となるため、過疎地や交通空白地帯での柔軟な交通(人、物同乗輸送)体制を整えることができる、苦慮しているので、規制を緩和してほしい」	規則:道路運送法施行規則 規則:道路運送法 規則:道路運送法

凡例:  
市町村:市町村運営有償運送(交通空白輸送・福祉輸送)  
福祉:福祉有償運送  
過疎地:過疎地有償運送  
法:道路運送法  
規則:道路運送法施行規則

通達①:市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について (H18.9.15 國自旅第144号)  
通達②:過疎地有償運送の登録に関する処理方針について (H18.9.15 國自旅第142号)  
通達③:福祉有償運送の登録に関する処理方針について (H18.9.15 國自旅第143号)

## ■道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

### （有償運送）

第七十八条　自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

### （登録）

第七十九条　自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

### （登録の申請）

第七十九条の二　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 行おうとする自家用有償旅客運送の種別（国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別をいう。次号において同じ。）
- 三 路線又は運送の区域、事務所の名称及び位置、事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車（以下「自家用有償旅客運送自動車」という。）の数その他の自家用有償旅客運送の種別ごとに国土交通省令で定める事項
- 四 運送しようとする旅客の範囲

### （登録の実施）

第七十九条の三　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を自家用有償旅客運送者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

### （登録の拒否）

第七十九条の四　国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。（略）

- 五 申請に係る自家用有償旅客運送に関し、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体、住民その他の国土交通省令で定める関係者が、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため必要であることについて合意していないとき。

### （登録の有効期間）

第七十九条の五　第七十九条の登録の有効期間（次条第一項の有効期間の更新の登録を受けた場合における当該有効期間の更新の登録に係る第七十九条の登録の有効期間を含む。以下同じ。）は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次条第一項の有効期間の更新の登録を受けようとする者が、従前の第七十九条の登録の有効期間において次の各号のいずれにも該当するときは、登録の日から起算して三年とする。

- 一 第七十九条の九第二項の規定による命令を受けていないこと。

- 二 第七十九条の十の届出に係る自家用有償旅客運送自動車の転覆、火災その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしていないこと。
- 三 第七十九条の十二第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を受けていないこと。

(有効期間の更新の登録)

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

- 2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、有効期間の更新の登録について準用する。

(変更登録等)

第七十九条の七 第七十九条の登録を受けた者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）は、第七十九条の二第一項各号に掲げる事項の変更（第三項に規定するものを除く。）をしようとするときは、国土交通大臣の行う変更登録を受けなければならない。

- 2 第七十九条の三及び第七十九条の四の規定は、前項の変更登録について準用する。
- 3 自家用有償旅客運送者は、事務所の名称その他の国土交通省令で定める軽微な事項の変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

(旅客から收受する対価の掲示等)

第七十九条の八 自家用有償旅客運送者は、その業務の開始前に、旅客から收受する対価を定め、国土交通省令で定めるところにより、これをその事務所において公衆に見やすいように掲示し、又はあらかじめ、旅客に対し説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

- 2 前項の対価は、実費の範囲内であることその他の国土交通省令で定める基準に従つて定められたものでなければならない。

(輸送の安全及び旅客の利便の確保)

第七十九条の九

- 2 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者の業務について輸送の安全又は旅客の利便が確保されていないと認めるときは、自家用有償旅客運送者に対し、次に掲げる措置その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。（略）

(事故の報告)

第七十九条の十 自家用有償旅客運送者は、その自家用有償旅客運送自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

(業務の停止及び登録の取消し)

第七十九条の十二 国土交通大臣は、自家用有償旅客運送者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。
- 四 第七十九条の四第一項第五号の合意が当該合意の定め又は同号に規定する関係者の合意により解除されたとき。

## ■道路運送法施行規則（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

### （地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
  - 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他的一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
  - 三 住民又は旅客
  - 四 地方運輸局長
  - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
    - イ 道路管理者
    - ロ 都道府県警察
  - 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

### （法第七十八条第二号の者）

第四十八条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人
- 二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体
- 三 農業協同組合
- 四 消費生活協同組合
- 五 医療法人
- 六 社会福祉法人
- 七 商工会議所
- 八 商工会

### （自家用有償旅客運送）

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

- 一 市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）
- 二 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域その他これに類する地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「過疎地有償運送」という。）
- 三 特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用する事が困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
  - イ 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者
  - ロ 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
  - ハ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
  - ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

(自家用有償旅客運送の種別)

第五十一条 法第七十九条の二第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の別は、次のとおりとする。

- 一 市町村運営有償運送
- 二 過疎地有償運送
- 三 福祉有償運送

(運送の区域)

第五十一条の四 法第七十九条の二第一項第三号の運送の区域は、地域公共交通会議、協議会又は第五十一条の七に規定する運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域のうち、当該地域公共交通会議、協議会又は運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域とする。

2 自家用有償旅客運送者は、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送（路線を定めて行うものを除く。）をしてはならない。

(法第七十九条の四第一項第五号の合意していないとき)

第五十一条の七 法第七十九条の四第一項第五号の合意していないときは、市町村運営有償運送にあつては法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る当該運送について地域公共交通会議又は協議会において、過疎地有償運送及び福祉有償運送にあつては同条の規定による登録の申請に係る当該運送について運営協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要な過疎地有償運送及び福祉有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長又は都道府県知事が主宰する協議会をいう。以下同じ。）において協議が調つていないときとする。

(運営協議会の構成員等)

第五十一条の八 運営協議会は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
  - 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
  - 三 住民又は旅客
  - 四 地方運輸局長
  - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
  - 六 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に過疎地有償運送又は福祉有償運送を行つている特定非営利活動法人等
- 2 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、運営協議会に、学識経験を有する者その他の運営協議会の運営上必要と認められる者を構成員として加えることができる。
- 3 運営協議会を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九条の二の規定による登録の申請に係る過疎地有償運送又は福祉有償運送について運営協議会において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(軽微な事項の変更の届出等)

第五十一条の十三 法第七十九条の七第三項 の国土交通省令で定める軽微な事項は、次のとおりとする。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 自家用有償旅客運送の種別（過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が、過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないとする場合に限る。）
- 三 路線又は運送の区域（減少する場合に限る。）
- 四 事務所の名称及び位置
- 五 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
- 六 運送しようとする旅客の範囲

(旅客から收受する対価の基準)

第五十一条の十五 法第七十九条の八第二項の旅客から收受する対価の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとつて明確であること。
- 三 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価にあつては、当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、運営協議会において協議が調つていること。

(旅客の名簿)

第五十一条の二十五 過疎地有償運送又は福祉有償運送を行う自家用有償旅客運送者は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 福祉有償運送にあつては、運送を必要とする理由
- 四 その他必要な事項

#### ■市町村運営有償運送の登録に関する処理方針（平成18年9月15日国自旅第141号）

##### 2. (2) 登録の申請

###### ⑧ 運送しようとする旅客の範囲

- (イ) 「交通空白輸送」を行う場合は、当該市町村に在住する住民及びその親族、その他当該市町村に日常の用務を有する者を基本とする。
- (ロ) 「市町村福祉輸送」を行う場合は、当該市町村の住民のうち施行規則第49条第3号に規定する身体障害者、要介護認定者等の移動制約者であった、当該市町村に会員登録を行った者（会員登録を受けようとする者も含む。）を対象とするものとする。

#### ■市町村運営有償運送の登録に関する処理方針（平成18年9月15日国自旅第142号）

##### 2. (2) 登録の申請

###### ⑧ 運送しようとする旅客の範囲

- 運送しようとする旅客は、申請者の会員（会員となる予定の者を含む。）であって、施行規則第49条第2号に規定する当該地域内の住民及びその親族、当該地域において日常生活に必要な用務を反復継続して行う必要がある者とする。

#### ■福祉有償運送の登録に関する処理方針（平成18年9月15日国自旅第143号）

##### 2. (2) 登録の申請

###### ⑧ 運送しようとする旅客の範囲

- (イ) 運送しようとする旅客の範囲は、施行規則第49条第3号イ、ロ、ハ、ニの区分のうち、運送の対象とするものを記載する。

■自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱い（平成18年9月15日国土自旅第144号）

1. 市町村運営有償運送の場合

市町村運営有償運送のうち専ら交通空白輸送を行うものに係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、当該地域における撤退前の一般乗合旅客自動車事業の運賃を目安とする。

市町村運営有償運送のうち専ら移動制約者の運送を行う市町村福祉輸送に係る運送の対価の範囲については、当該地域又は隣接市町村等における一般乗用旅客自動車運送事業に係る運賃の1/2を目安とするものとし、運送の対価以外の対価については当該一般乗用旅客自動車運送事業における料金を参考として定めることができるものとする。

2. 過疎地有償運送及び福祉有償運送に係る対価の基準等について

(3) 対価の設定に当たっての考え方

旅客から收受する対価は、法第79条の8及び施行規則第51条の15の規定に基づき、以下に掲げる考え方へ従って定めるものとする。

① 旅客から收受する対価の水準

旅客から收受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ、からホ、に掲げる基準を目安とするものとする

イ. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内であること。

ロ. 運送の対価以外の対価にあっては、実費の範囲内であること。

ホ. 過疎地有償運送に係る対価を定める場合であって、上記イ、からニ、までの規定によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考として対価を定めることができる。

# 北海道アウトドア資格制度の概要

雄大で豊かな北海道の自然は、本格的なアウトドア活動が体験できる魅力的なフィールドであり、国内だけではなくアジア地域を中心に広く海外からも人気を集めている。

道では、「安全・安心」や「北海道ならではの自然環境の特性」をキーワードに「山岳」、「自然」、「カヌー」、「ラフティング」、「トレイルライディング」の5分野を認定する『北海道アウトドア資格制度』を平成14年度に創設し、北海道におけるアウトドア活動の振興に取り組んできた。

## 1 制度の仕組み

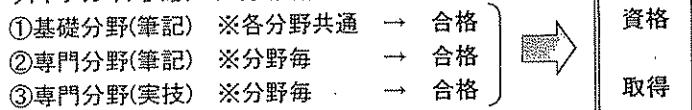
### (1)個人資格制度

○アウトドアガイドを対象に、北海道でガイド業務に携わる際に必要な知識と技術の水準を試験により審査し、北海道アウトドアガイド資格を認定するもの。

○試験には、全ての対象分野に共通する一般的知識を審査する「基礎分野」の筆記試験と分野毎の専門的な知識と技術を審査する「専門分野」の筆記試験と実技試験の3つがあり、ある分野の資格を取得するには、3つの試験の全てに合格する必要がある。

○アウトドアガイド試験の区分  山岳、自然、カヌー、ラフティング、トレイルライディング

○アウトドアガイド試験の区分(資格取得の条件)



○アウトドアガイド試験の主な審査事項

試験の区分		審査事項	主な審査項目
基礎分野	筆記試験	道内でガイド業務に従事する際に必要な基礎的な知識	●ガイドの役割・責任 ●リスクマネジメント(危険の予測・回避、応急処置) ●自然環境の保全に関する知識 ●野外行動技術(地形図、気象に関する知識) ●ガイド技術(参加者の理解・把握、コミュニケーション手法、ホスピタリティ等) ●動植物に関する知識 ●北海道に関する総合知識(地理、歴史、文化、アイヌ民族等)
専門分野	筆記試験 ・ 実技試験	分野毎の専門的な知識・技術	●ガイドの役割・責任 ●リスクマネジメント ●ガイド技術・能力 ●自己能力【山岳】 ●自然に関する知識、北海道学、自然解説能力【自然】 ●基本操作技術【カヌー、ラフティング】 ●乗馬技術、馬の管理に関する知識・技術【トレイルライディング】

### (2)優良事業者登録制度

○ツアーパートナー参加者数に応じて、ガイド資格取得者の一定数以上の配置を行う実施体制の他、スタッフ研修・労務管理、環境保全対策など、安全で快適なサービスを提供する体制の整ったアウトドア事業者を優良事業者として認定登録。

○登録区分は山岳、自然、カヌー、ラフティング、トレイルライディングの5分野です。

○登録の標準

- ①安全対策等(安全確保、危険の告知、緊急時の対応、保険の加入)
- ②人員体制(ガイドの適正配置、ガイドの訓練実施、ガイドの勤務条件整備)
- ③備品装備(安全な備品等の整備(救命・救急用品、通信機器等)、休息のための施設整備)
- ④顧客サービス(十分な情報提供、苦情等への適切な対応)
- ⑤周辺環境対策(環境への配慮・指導、地域への配慮)
- ⑥記録・評価システム(事業活動記録の整備保存、事業活動の評価改善、関係法令の理解遵守)

## 2 資格制度の対象分野と資格取得者

### (1)個人資格制度

○分野別

(平成22年3月31日現在)

山岳	自然	カヌー	ラフティング	トレイルライディング	計(延べ)
187人	121人	122人	100人	114人	644人

(2)優良事業者登録制度 11事業者

## ■道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

### （定義）

#### 第二条

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

### （種類）

#### 第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）
  - イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
  - ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
  - ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

### （一般旅客自動車運送事業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2 一般旅客自動車運送事業の許可是、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

### （有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

### （登録）

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

## ■ 条文改正イメージ

### （有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するため又は地域の実情を踏まえやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

【地域活性化 7】

事項名	着地型観光に即した各種業規制の見直し② —道路運送法 自家用有償運送の特例—	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種体験ツアーを実施する際の運送に関して、道路運送法の許可を有していないければ、有償で観光客の運送を行うことはできない。他方、過疎地域や公共の福祉を確保するためやむを得ない場合などは、許可の例外として、有償運送を認めている。</li> </ul> <p>＜根拠法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路運送法第78条</li> </ul>	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>農山漁村における各種体験ツアーを実施する際の運送に関して、有償でツアー客を自家用自動車で運送することは認められていない。地域の各種体験ツアーの送迎に関して、一定の条件の下に、道路運送法の自家用有償旅客運送の特例として有償でツアー客の運送を可能とするなど、地域のリソースを使いやすくする方策について、検討すべきである。</li> </ul>	
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p> <p>【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土交通省成長戦略の規制改革項目及び新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策（平成22年9月10閣議決定）の「日本を元氣にする規制改革100」において、「エコツアー等事業者による参加者輸送など」について、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業の許可を要しない範囲の明確化を図ることとされている。当該明確化を図ることによって、地域のリソースを使いやすくする方策として自家用自動車を活用した無償送迎輸送が実施しやすくなる。</li> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、原案の作成を進めているところであり、パブリックコメントを実施の上、当該結果を踏まえて、平成22年度中に通達を発出する予定。</li> </ul> </ul>

改革事項に対する 基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タクシー利用の場合、ツアー参加者への金銭的負担が増えるため、ツアー事業者の多くは自家用車に乗せ送迎するケースが多い。例えば、自家用車の有償運送の許可要件として、安全性の担保の観点から、二</li> <li>・ 種免許の取得の義務化や定期点検済車両に対し認証ステッカーを添付するなど、新たなカテゴリーの創設を検討することも必要である。</li> <li>・ ツアー事業者において、旅行者の送迎案内を有償にて対応可とすることで、地域による着地型旅行商品の一層の販売増が期待できる。</li> </ul>
改革案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の各種体験ツアーの送迎に関して、一定の条件の下に、道路運送法の自家用有償旅客運送の特例として有償でツアー客の運送を可能とするなど、地域のリソースを使いやすくする方策について、検討すべきである。</li> </ul> <p>【平成 23 年度検討・結論】</p>